

【改訂版】台風時等に対する非常措置について

本校においては、台風等により京都市（京都南部地域もしくは京都・亀岡地域）に「特別警報」もしくは「暴風警報」が発表された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。

なお、「特別警報」は大雨や暴風等6種類ありますが、そのすべてが当てはまります。また、「大雨警報」や「洪水警報」は特別な場合を除いて休業にはなりません。

記

1. 特別警報について

(1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

① 午前 0時までに解除になった場合…美豆タイム（13：40）から始業

【12：55に集合して集団登校】【給食は実施できない】

② 午前 0時現在、特別警報発表中の場合…臨時休校

2. 暴風警報について

(1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

① 午前 7時までに解除になった場合…通常授業

【通常の集団登校】【給食は実施】

② 午前 9時までに解除になった場合…3校時（10：15）から始業

【9：25に集合して集団登校】【給食は実施】

③ 午前11時までに解除になった場合…美豆タイム（13：40）から始業

【12：55に集合して集団登校】【給食は実施できない】

④ 午前11時現在、警報発表中の場合…臨時休校

状況につきましては、その都度「すぐーる」による配信でお知らせいたします。

3. 特別警報または暴風警報が在校中に発表された場合（洪水や火事、その他の緊急事態同様）

特別警報

ただちに全児童のお迎えをお願いいたします。保護者の方に引き渡すまでは、全員お子達を学校に留め置きます。

暴風警報

(1) 授業を中止し、安全が確認できた場合は集団下校させます。

(2) 気象状況によっては学校待機させ、保護者の方のお迎えを要請します。

※(1)(2)どちらの対応になるかは、ホームページや「すぐーる」配信でお知らせいたします。

4. 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「すぐーる」で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。